

宣誓・同意書

枝幸町中小企業等経営持続化特別支援事業実施規則（以下「規則」という。）第5条及び第7条の規定に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から15までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに町長に特別支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること。
- 2 規則第5条第1項に定める証拠書類等に虚偽がないこと。
- 3 裏面の暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること。
- 4 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
- 5 規則で定める確定申告書、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに枝幸町が定める要請の影響を証明する証拠書類を5年間保存すること。
- 6 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「国の一時支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、特別支援金受給後に国の一時支援金を申請する場合は、速やかに特別支援金を返還すること。
- 7 飲食店であって、対象期間内において北海道知事による営業時間短縮・休業要請等の対象となっている事業者は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること。
- 8 町長の求めに応じて、5の保存している情報を速やかに提出すること。
- 9 町長が規則第10条の規定に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- 10 無資格受給（申請が給付を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）が発覚した場合には、規則第10条の規定に従い特別支援金の返還等を遅延なく行う義務を負うこと。
- 11 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために町長が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために町長が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること。
- 12 業種別ガイドラインに基づく感染症防止対策を徹底していること。
- 13 新北海道スタイルの取組を実践していること。
- 14 当町が行う感染症拡大防止への取組に協力していること。
- 15 規則の規定に従うこと。

令和 年 月 日

所在地

申請者 名 称

代表者名

印

（裏面に続く。）

(表面より続く。)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、特別支援金の給付申請から、特別支援金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事者等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。